

## 学生支援・学習環境整備の検討

学生をめぐる現状と課題を踏まえ、豊かな人格形成に資する学生生活を支援する観点から、社会・地域・学生からの多様なニーズに対応する総合的な教育活動や学生支援・学習環境整備の在り方と、必要な支援方策について、大学分科会に設けた「大学教育の検討に関する作業部会」に設置された、「学生支援検討ワーキンググループ」において、関連の調査・分析・論点整理を行ってきた。

以下では、本年 6 月 15 日に大学分科会においてまとめられた「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」も踏まえ、現在まで審議を行った事項について述べる。

### 1 現状と課題

#### (1) 学生支援・学習環境整備の必要性

- ① 従来、大学の在り方に関する議論においては、教育と研究が着目され、学生の視点に立った学生支援や学習環境整備について、十分な議論がなされてきたとは言えない。審議の対象となる学生支援とは、学生の履修指導や就職支援、経済的支援から、豊かな人格形成に資する部活動などを含む正課外教育の在り方や、図書館等の学習環境についても、質保証の観点から検討を行ってきた。
- ② 学生支援や学習環境整備の充実に当たっては、学生の多様化が進展している現状や、若年層の非正規雇用割合や早期離職者の増加など社会構造等の大きな変化を踏まえつつ、大学の学生支援において、学生が自ら向上するための支援を行うことが重要である。以下、学生支援の必要性について論点を整理している。
  - ・ 学生が自立して社会人として生きていくための基盤づくりに資する学生の視点に立った支援が必要。
  - ・ 知性豊かな人材を育成し、社会の発展を支える大学の中核的要素としての学生支援・学習環境整備が重要。
  - ・ 「学生支援・学習環境整備」は「教育研究」を支える重要な機能として重視。学生の人間形成を目的として行なわれてきた「厚生補導」との関係を整理し、大学教育にとって重要なものであることを再認識すべき。
  - ・ 自らの職業観・勤労観を培い、豊かな人格形成と人生設計に資する「職業指導（キャリアガイダンス）」を大学教育活動に位置づけることが重要。

### 2 社会・地域や学生の多様なニーズに対応する総合的な教育活動や学生支援・学習環境整備の充実

#### (1) 学生生活の場として求められる機能、学生支援・学習環境整備の質保証

- ① 学生支援は、学生相談、学修支援、経済的支援等を主な柱として、大学において様々な取組がなされている。豊かな人格形成に資する学生支援・学習環境整備の充実に際しては、これに係る質保証への大学の総合的な取組が欠かせない。

- ② 大学の公的な質保証システムとしての設置基準、設置認可審査、認証評価の在り方について質保証部会を中心に検討が進められており、これらの検討も踏まえつつ、引き続き、学生支援・学習環境整備の状況を把握・分析し、学生をめぐる現状と課題を踏まえた学生支援・学習環境整備の質保証について、検討することが必要である。
- ③ 以上のような観点から、大学の学生支援・学習環境整備を充実する方策について、以下のような検討課題が考えられる。

#### 検討課題（例）

（学生生活の場として大学に求められる機能）

ア 豊かな人格形成や社会人として自立するための人材育成において、必要な教育プログラムの開発・実施、部活動などの正課外教育、学生相談など大学教育・学生生活に求められる機能について、大学が工夫して取り組むよう特色ある取組を支援。

- ・ 学生の社会性や対人関係を構築する能力を養うための教育プログラムの開発と実施や、修学上の課題への対応も含めた総合的に対応する学生支援の機能。
- ・ 安心・安全で快適な学生生活環境を創出する機能。

（学生支援・学習環境整備に係る質保証）

イ また、学生支援・学習環境整備に係る質保証を促す具体的な指針として、大学設置基準において、大学としての観念や、大学教育の理念に包含され、共通に理解されているルールを確認的に具体化・明確化。

- ・ 部活動などの正課外教育、学修支援、学生相談など大学に求められる機能と、その機能を果たすために必要な図書館、課外教育施設、コミュニケーションスペース等の施設整備。
- ・ 各大学における学生支援の計画・実践・評価・改善を継続的・体系的に行う仕組みを構築し、教育の質向上を実現する定性的な基準。
- ・ 学生支援を担当する教職員及び多様な専門職を活用した組織体制の役割・機能。

## （２）新たな大学の教育活動としての「職業指導（キャリアガイダンス）」の導入

- ① 雇用形態が多様化し、若年者の非正規雇用割合や早期離職者（就職後３年以内）の増加など社会構造等の大きな変化が進む中で、就職や将来の進路に不安や悩みを持つ学生が増加するなど、学生が目標を持ちにくい社会になっていることが課題である。

このため、中学校・高等学校段階における進路に関する指導や相談と同様に、大学段階においても、各大学の自主性に基づきつつ、教育課程内外において、学生が自ら

の職業観、勤労観を培い、自ら向上するための支援を行うことが喫緊の課題である。

- ② このような現状を踏まえ、平成20年12月に答申された「学士課程教育の構築に向けて」において提言されたように、学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたり、授業科目の選択等の履修指導、相談、その他助言、情報提供等を段階に応じて行い、これにより、学生が自ら向上することを大学の教育活動全体を通じて支援する「職業指導（キャリアガイダンス）」を適切に大学の教育活動に位置づけることが必要である。
- ③ 例えば、入学時のガイダンス等の導入プログラムから、学生の適性、興味・関心などを踏まえ、履修指導等において、きめ細かい指導・助言が行われるよう職業指導の充実に努めることが必要である。このため、法令上も、「職業指導（キャリアガイダンス）」の実施を明確にすることにより、大学において組織的かつ計画的な取組を推進することが重要である。
- ④ また、学生が自己の適性や生き方を考え、主体的に職業を選択することができるよう、大学の教育活動全体を通じて「職業指導（キャリアガイダンス）」を充実することが、学生が、安心して学び、ひいては、円滑な職業生活への移行につながるものと期待する。
- ⑤ 以上のような観点から、新たな大学の教育活動としての「職業指導（キャリアガイダンス）」の導入について、以下のような検討課題が考えられる。

#### 検討課題（例）

- ア 学生が職業観・勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、「職業指導（キャリアガイダンス）」を大学の教育活動に位置づけるとともに、必要な授業科目の選択等を行うための履修指導、相談等の正課外の活動とあわせて「職業指導（キャリアガイダンス）」の充実に努めることが必要。
- イ 法令上も、「職業指導（キャリアガイダンス）」の実施を明確にすることが適当。その際、以下の点について留意。
- ・ 就職ガイダンスや職業意識の形成に関する授業科目を開設している大学が約7割という状況を踏まえつつ、具体的な制度化に当たっては、一般教育と専門教育とのバランスや、各大学の特色を踏まえた制度設計がなされるよう留意することが必要（参考資料「職業指導（キャリアガイダンス）の位置づけについて（イメージ案）」を参照）。
  - ・ 「キャリア教育」、「キャリア支援」、「キャリアデザイン」、「職業教育」、「職業指導」、「就職支援」など様々な用語が使われているので、引き続き、実態も踏まえつつ、検討が必要。

- ・ 学生相談等とのバランスを図りつつ、「職業指導（キャリアガイダンス）」を組み立てることが必要。

### (3) 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための総合的な学生支援の在り方

- ① 学生支援については、大学において学生相談、学修支援、経済的支援等を総合的に  
行う拠点や、学生相談に関する多様な窓口が設置されている場合も見られるなど様々  
な形態で行われている。

対人関係から学修上の問題、経済的問題など学生相談の内容が多様化し、学生が抱  
える課題が多様な背景を持つ可能性も高いことから、関係機関の有機的な連携・協  
力が非常に重要である。

- ② 以上のような観点から、多様なニーズに対応する大学教育を実現するための総合  
的な学生支援について、以下のような検討課題が考えられる。

#### 検討課題（例）

社会や地域、学生の多様なニーズを適切に把握し、学生支援に係る関係機関がそれ  
ぞれの役割・機能を明確化した上で、有機的に連携して行うよう、以下のような観点  
から、大学の学生支援の取組を支援。

- ・ 学生の履修支援、学生生活支援、留学生支援を一体的、かつ総合的に  
行う学生支援体制の整備、必要な教職員の位置付け、能力開発。
- ・ 学生の多様性（社会人、留学生、障害学生等）、成績不振者、長期欠  
席者、学習習慣・生活習慣に課題がある者の個別ニーズを適切に把握、  
支援を行う総合的支援。
- ・ 増大する相談へのニーズや必要な支援に即応できる学生相談体制の  
充実
- ・ 学生支援の多様な機能・窓口を充実させるとともに、学生のあらゆる  
相談に応じる窓口を「ワンストップ・サービス」で行う仕組みづくり。
- ・ キャリア支援における高等学校と大学との協議機関の設置など連  
携・協力体制。
- ・ 大学院生のキャリアパスの多様化に伴う大学と企業等との連携・協  
力への支援。
- ・ 留学生支援における優れた教育や学生生活支援に関し、共同利用  
も含めた支援。

### (4) 学生への経済的支援方策の在り方

- ① 我が国の高等教育費に占める家計負担の割合は国際的に極めて高く、大学の授業料  
は物価指数に比して大きく上昇するなど、教育費の負担が増加傾向にある。また、授

業料が払えず中退する者があることなどを踏まえ、経済的に困難な者が修学を断念することがないように、一層の教育費負担軽減策を充実することが必要である。

- ② 今後、経済的に困難な状況にある若年者が社会保障、教育費の負担増を恐れ、進学を断念する者が増加することは、個人として能力が活かされないだけでなく、社会全体にとっても人材の損失を招くことが懸念される。このため、教育の機会均等を図る観点から、学生への経済的支援を全体的に充実することが重要であるが、一定の財源の中で、特に経済的に困窮している学生に対し優先して支援が行き届くようにすることが重要である。
- ③ また、様々な経済的支援が行われる中で、進学を希望する者が必要な情報を得られず断念したり、学生が将来の経済的負担の見通しを立てられず、進学を断念することがないように、経済的支援に関する、きめ細かな情報提供と相談体制の強化が必要である。
- ④ 以上のような観点から、多様なニーズに対応する大学教育を実現するための総合的な学生支援について、以下のような検討課題が考えられる。

#### 検討課題（例）

経済的に困難な学生が修学を断念することがなく安心して学べるよう、教育機会を確保する観点から、学生への授業料減免や奨学金などの教育費負担の軽減方策の在り方に関し、以下のような観点から総合的な支援策を推進。

（総合的な経済的支援の在り方）

- ・ 特に、緊急性が高い低所得層の学生への授業料減免事業による国の支援策
- ・ 給付奨学金、教育費減税の在り方、大学の自主的、自立的な経済的支援などについて、諸外国の施策を参考に、引き続き検討。
- ・ 優秀な大学院生が安心して教育研究に専念できるよう、TAやRA等の給付型支援策を充実。
- ・ 民間団体が行う給付・貸与奨学事業への支援策の検討。
- ・ 我が国における奨学と育英の支援策の基本的な目的、効果等の明確化。
- ・ 大学の設置形態に着目した教育費負担軽減の在り方についての議論が必要。

（個人のニーズに応じたきめ細かな支援の在り方）

- ・ 学生が将来の経済的負担の見通しをあらかじめ立てられるよう、学生自身が「ファイナンシャルプラン」を立てられるような支援。
- ・ 奨学金制度に関する情報を得られないまま大学の進学を断念することがないように、高等学校段階も含めた情報提供、相談体制の強化が重要。
- ・ 高等学校・大学におけるファイナンシャル・リテラシーに関する教育の推進
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を返還する者が経済的困窮な場合に

認められる返還猶予制度において、大学・大学院卒業者の雇用状況や、低所得者の割合が高いことなどの現状を踏まえ、就業状況や所得状況など経済状況に応じた減額返還の仕組みを導入するなど、若年層に対する負担軽減を図ることが必要。

## (5) 学生生活における喫緊の課題に対する大学の指導・支援体制の在り方

- ① 学生の大麻事犯や消費者問題等の事件・事故等が生じた場合、それらが与える社会的影響も踏まえつつ、大学としての対応や、学生への指導等の取組を大学全体として対応することが望まれる。
- ② 以上のような観点から、学生生活における喫緊の課題に対する大学の指導・支援体制について、以下のような検討課題が考えられる。

### 検討課題（例）

大学における喫緊の課題に対する取組を重点的に支援する方策に関し、以下のような大学の取組を支援。

- ・ 大麻事犯、消費者問題等の事件・事故等へ迅速、かつ適切に対応する大学組織の危機管理体制の構築、及び学内外の関係機関との連携・協力の促進。
- ・ キャンパスの環境・風土を良好に保ち、社会的責任が問われるような問題が起きないように、教育倫理および研究倫理の徹底が必要。
- ・ 学生を育て支える立場にある家族等への啓発活動と相談体制の整備も重要。
- ・ 総合的な学生支援における教職員に必要な専門性、支援体制の整備。

以上、様々な観点から学生支援・学習環境整備の必要性と方策について指摘したが、これらに共通する課題として、学生支援に携わる教職員の役割・機能が重要であり、それらに必要な専門性を養うことが必要である。このため、独立行政法人日本学生支援機構は、大学と役割分担を行いながら、大学の学生支援業務をリード・サポートする中核機関として、各大学だけでは対応が困難、かつ、十分でない政策的な課題等へ対応するための教職員の研修機会や、各大学の特色・機能を踏まえた好事例等の提供等を積極的に情報発信することが期待される。

## 職業指導（キャリアガイダンス）の位置づけについて（イメージ案）

### 高等教育における「職業指導（キャリアガイダンス）」

学生が職業観・勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、「職業指導（キャリアガイダンス）」を大学における教育活動に位置づけ、「職業指導」の充実に努めることが必要である。法令上も、「職業指導」の実施を明確にすることが適当である。

大学入学

大学卒業

### 「職業指導（キャリアガイダンス）」

学生が、入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたり、授業科目の選択等の履修指導、相談、その他助言、情報提供等を段階に応じて行い、これにより、学生が自ら向上することを大学の教育活動全体を通じて支援すること。

一般教育

授業科目の選択  
等の履修指導

職業指導  
(キャリアガイダンス)

専門教育

相談

「職業指導（キャリアガイダンス）」の具体的な制度化に当たっては、一般教育と専門教育とのバランスがとれたものとなるような制度設計がなされるよう留意することが必要

※「キャリア教育」、「キャリア支援」、「キャリアデザイン」、「職業教育」、「職業指導」、「就職支援」など様々な用語が使われているので、引き続き、整理が必要。

## 「職業指導(キャリアガイダンス)」に関する指摘

### 【参考1】

#### ○安心社会実現会議「安心と活力の日本へ」(6月15日)における指摘

##### 別紙

#### 3 教育についての安心強化

##### (1) 雇用流動化時代に即した教育整備

- ① 高等教育における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化など、教育課程における円滑な職業生活移行の強化、社会人入学の負担軽減

#### ○経済財政諮問会議「経済財政改革の基本方針2009」(6月23日)における指摘

#### 第3章 安心社会の実現

##### 1. 生活安心保障の再構築

##### ① 安心再構築局面(2009年度～2011年度頃)

この期間においては、優先課題の着実な実施と安心基盤の設計を行う。

雇用・生活保障セーフティネット(職業能力開発と一体となった求職者の所得保障)の整備・改善の財源の在り方を含めた検討、職業訓練やジョブ・カード制度の拡充、高等教育における職業適性診断等職業指導の推進、国と地方の連携による地域のニーズに対応した職業能力開発の実施、非正規雇用から正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正(社会保険の適用拡大など)、仕事と生活の調和の推進など、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を行う。



## 学生支援の在り方に関する論点整理

### 1. 学生をめぐる現状と課題

#### (1) 社会における若者の状況

- ・ 18歳人口の減少の中、学生数は漸減する一方で、進学率は上昇。
  - ・ 国際化、情報化の進展等や経済・雇用状況等の社会環境の変化が与える学生への影響が大。
  - ・ 若年層における非正規雇用や低所得層の増による社会不安の高まり。
    - ニートの数 平成8年度 40万人 → 平成19年度 62万人,
    - フリーターの数 平成9年度 151万人 → 平成19年度 181万人
    - 早期(就職後3年以内)離職の割合 平成7年 32.0% → 平成17年 35.9%
- 〔(参考)15～34歳の人口 平成9年度 3,535万人 → 平成19年度 3,068万人 (0.87倍)〕
- ・ 大麻事犯等における若年者の犯罪の深刻化。

#### (2) 学生が抱える課題の多様化

- ・ 就職や将来の進路に不安や悩みを持つ学生が増。
- ・ 対人関係(家族・友人・知人)、精神的な諸問題、修学上の問題等を抱える学生の増。
- ・ 大学卒業者の1割強が就職も進学もしておらず、学生の社会・職業への移行が必ずしも円滑になっていない。
- ・ 就職活動の早期化・長期化が与える学習環境への影響が大。
- ・ 我が国の教育費は国際的に比較して私費負担、特に家計負担の割合が大きい。
  - 我が国の高等教育費用の家計負担割合 53.4%(私費負担割合 66.3%) (2006)
  - アメリカ 36.1%、イギリス 24.6%、フランス 10.3%。
- ・ 平成20年度の大学中途退学者のうち経済的理由による者は約16%。
- ・ 経済状況から進学、卒業後の将来見通しが見えない状況。

#### (3) 大学における課題

- ・ 豊かな人格を形成するための学生生活を支援するという視点に立った大学運営が十分でない。
- ・ 学生の質の多様化により、学生支援の充実に取り組む必要性が高くなっているが、教育研究と比較して優先的に取り組む大学は少なく、ノウハウの蓄積も不十分。
- ・ 学生支援に関する取組みの評価が確立しておらず、十分に取組みされていない。学生支援を担当する教職員の能力開発も不十分。
- ・ 学生支援の充実は、大学の魅力を高める等大学経営の上からも重要であるが、必ずしもすべての大学関係者からは理解されていない。

## **2. 学生支援・学習環境整備に関する基本的方向性**

### **(1)基本的方向**

1. の学生をめぐる現状と課題を踏まえ、豊かな人格形成に資する学生生活を支援する観点から、(1) 学生生活の場として大学に求められる教育活動や、学生支援・学習環境整備、(2)社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育を実現するための総合的な学生支援について大学を構成する中核的要素として重視し、これらの支援方策について具体的な検討を行い、「学生の視点に立った大学教育」の充実を図ることが必要である。また、学生支援を担当する教職員の位置づけや能力開発も重要である。

本ワーキンググループとしては、今後の学生支援・学習環境整備の在り方と具体的な支援方策について、関連のデータ分析、論点整理を行うことを目的とし、これまで審議を行ってきた。今回整理した主な論点の柱は、次のとおりである。

- 学生支援・学習環境整備の意義・必要性。
- 大学教育における学生支援・学習環境整備に係る質保証。
- 学生生活の場として大学に求められる機能。
- 大学で学生が身に付けるべき社会人としての基盤づくりに資する学生支援の在り方。
- 優れた資質と能力のある学生が経済的な理由により進学を断念することなく、安心して学べる経済的支援の在り方。
- 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための学生の学修支援、学生相談、就職支援、経済的支援等の総合的な学生支援の在り方。
- 学生生活における喫緊の課題に対応する大学の指導・支援体制、学生支援を担当する教職員の位置づけと能力開発の在り方。

また、「職業指導（キャリアガイダンス）」については、平成21年6月15日にとりまとめられた「安心社会実現会議」の報告において、高等教育における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化など、教育課程における円滑な職業生活移行の強化が提言されたことを踏まえ、本ワーキンググループにおいて、大学の教育活動としての位置づけについて審議を行ってきた。

## (2) 学生支援・学習環境整備の意義・必要性

- ◇ 学生が自立して社会人として生きていくための基盤づくりに資する学生の視点に立った支援の必要性。
- ◇ 知性豊かな人材を育成し、社会の発展を支える大学の中核的要素としての学生支援・学習環境整備が重要。
- ◇ 「学生支援・学習環境整備」は「教育研究」を支える重要な機能として重視。学生の人間形成を目的として行なわれる「厚生補導」との関係を整理し、大学教育にとって重要なものであることを再認識すべき。
- ◇ 自らの職業観・勤労観を培い、豊かな人格形成と人生設計に資する「職業指導(キャリアガイダンス)」を大学教育活動に位置づけることが重要。

- 社会情勢、産業構造、ビジネス環境が急激に変化する中で、「知性豊かな人格を形成し、自立した社会人として活躍する人材」の育成に資する「学生支援・学習環境整備」の充実を図ることが必要である。また、その方向性の下で、学生の高いニーズをとらえ、学生の視点に立った、具体的な支援策を検討することが重要である。
- また、知性豊かな自立した人材を育成し、社会の発展を支える大学の中核的要素として重要である「学生支援・学習環境整備」については、大学の教育と研究を支える重要な機能として認識し、「学生」、「学生支援」等の定義を改めて捉え直すことが必要である。
- これまで、学生の「厚生補導」は様々な形で展開されてきたが、その趣旨は、一面をとらえて正課教育の補足的機能や、学生生活向上のための施設・設備の整備と解されるなど、十分に理解されてこなかった。
- 本来の学生の「厚生補導」の中心的機能は、「人間形成を目的として行なわれる課程外の教育活動および大学教育に対する適応を図り修学効果を高めるための活動」であり、このような趣旨は、現在の大学教育にとって重要なものであり、学生をめぐる現状や課題を踏まえ、その意義・必要性を再認識すべきである。
- 正規学生、非正規学生といった区分は廃止し、大学院生を含め、大学で学ぶ全ての学習者を「学生」と位置づけ、学生全体にわたる支援策を中心に検討を進めつつ、更に、多様な背景をもつ、留学生、社会人学生等に必要な支援の検討が必要である。
- 学生支援の充実は、教育・研究を活性化させ、教職員を支えるものであるという観点も重要である。

- また、学生が職業観・勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、「職業指導(キャリアガイダンス)」を大学の教育活動に位置づけ、教育課程内外にわたり、学生が自ら向上することを大学の教育活動全体を通じて支援していくことが重要である。

### **3. 学生支援・学習環境整備の在り方**

#### **(1) 大学教育、学生生活に求められる機能、学生支援・学習環境整備に係る質保証**

◇ 豊かな人格形成や社会人として自立するための人材育成において、必要な教育プログラムの開発・実施や、部活動などの正課外教育、学生相談など大学に求められる以下のような機能について、大学において工夫した取組が実施されるよう、特色ある取組を支援する。

また、その機能を果たすために必要な学生支援・学習環境整備の在り方について、引き続き、検討する。

#### **【大学教育、学生生活に求められる機能】**

- 最近の各大学においては、対人関係、精神的な諸問題、修学上の問題等から就職問題や事件・事故への対応まで多くの課題に直面しており、学生が安心して勉学に専念し、生活を送ることができるよう、これらの課題に的確に対応することが求められている。このため、各大学において、学習の遅れや生活習慣に課題がある者等の現状と課題をきめ細かく把握し、学生の課題やニーズに応じた支援策を検討する必要がある。
- 学生生活への適応を促し、学生のコミュニケーション能力等の社会性や対人関係能力を養うために必要な教育プログラムの開発と実施を進め、豊かな人格形成に資する正課外活動を積極的に正課に取り入れる方策を検討することが必要である。また、大学の授業についていけない学生が増えているため、これらの学生を支援するラーニングセンター的な機能も含めた総合的な学生支援の体制が必要である。
- あわせて、「クラス担任制」や「ピア・サポート」などを活用し、教員と学生、学生と学生、地域との交流の中で、きめ細かく指導する仕組みも重要であり、大学においてどのような機能が必要か、引き続き検討することが必要である。
- このような取組を進めるに当たり、従来は教育をする側の視点からの取組が多かったが、今後は教育を受ける側の学生の立場に立った質の保証、学生生活の質向上を図ることを目的とした取組への支援を検討すべきである。
- また、大学において、社会情勢、産業構造、ビジネス環境が急激に変化する中で、自立して生きていける人材を育てることが必要であり、その方向性の中で学生の高いニーズを捉え、学生の視点に立った必要な支援策を講じる機能を備えることが重要である。

### 【学生支援・学習環境整備に係る質保証】

- 教員と学生、学生間での交流、部活動やボランティア活動など正課外活動、学生相談などの大学内外での活動などを通じ、豊かな人格形成や社会人として自立するための人材育成を図ることが重要である。これらの活動の場となる図書館、課外教育施設(サークル施設等)、学習支援室、談話室、スポーツ施設等も含め、どのような学習環境を整備することが求められるのか、引き続き検討が必要である。
- また、これらの学生支援・学習環境整備に係る質保証を促す具体的な指針として、学生支援・学習環境整備に関し、大学設置基準において、大学としての観念や、大学教育の理念に包含され、共通に理解されているルールを確認的に明文化していくことが必要である。その際、学生支援を担当する教職員及び多様な専門職を活用した組織体制の役割・機能の在り方が重要であり、あわせて検討することが必要である。
- 現行の大学設置基準には、第8章として施設・設備等に関する章が置かれており、また同章第40条の3に教育研究環境の整備に関する規定が設けられているが「学生支援・学習環境整備」の観点が弱い。学生の視点に立った大学づくりには、学修支援及び生活支援の両面からの学生支援及び学習環境整備が求められる。
- このため、「安心・安全」でかつ「安定」した学生生活を保障する環境整備のため、各大学における学生支援の計画・実践・評価・改善のサイクルを構築し、教育の質向上を実現する定性的な基準についても大学設置基準において明文化していくことが必要である。
- 現在、大学分科会において、大学の公的な質保証システムとしての設置基準、設置認可審査、認証評価の在り方について検討が進められており、これらの検討も踏まえつつ、引き続き、学生支援・学習環境整備の状況を把握し、検討することが必要である。

## **(2) 新たな大学の教育活動としての「職業指導(キャリアガイダンス)」の導入**

- |  |
|--|
| <p>◇ 学生が職業観・勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、「職業指導(キャリアガイダンス)」を大学の教育活動に位置づけるとともに、必要な授業科目の選択等を行うための履修指導、相談等の正課外の活動とあわせて「職業指導」の充実に努めることが必要である。法令上も、「職業指導」の実施を明確にすることが適当である。</p> |
|--|

- 雇用形態が多様化し、若年者の非正規雇用割合や早期離職者(就職後3年以内)の増加など社会構造等の大きな変化の中で、就職や将来の進路に不安や悩みを持つ学生が増加するなど、学生が将来の目標を持ちにくい社会になっていることが課題である。
- このため、中学校・高等学校段階における進路に関する指導や相談と同様に、大学段階においても、各大学の自主性に基きつつ、教育課程内外にわたり、学生が自らの職業観、勤労観を培い、自ら向上するための支援を行うことが喫緊の課題である。
- このような現状を踏まえ、平成20年12月に答申された「学士課程教育の構築に向けて」において提言されたように、学生が、入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたり、授業科目の選択等の履修指導、相談、その他助言、情報提供等を段階に応じて行い、これにより、学生が自ら向上することを大学の教育活動全体を通じて支援する「職業指導(キャリアガイダンス)」を適切に教育活動に位置づけることが必要である。
- あわせて、大学において、必要な授業科目の選択等の履修指導、相談など正課外の教育活動と一体的に行うことが重要である。例えば、入学時のガイダンス等の導入プログラムから、学生の適性、興味・関心などを踏まえ、履修指導等において、きめ細かい指導・助言が行われるよう職業指導の充実に努めることが必要である。
- このため、法令上も、入学時から卒業時までの間に学生が自己の適性や生き方を考え、主体的に職業を選択することができるよう、大学の教育活動全体を通じた「職業指導(キャリアガイダンス)」の実施を明確にすることにより、大学で組織的かつ計画的な取組を推進することが期待される。また、職業観・勤労観を培う取組を工夫して実施するとともに、段階に応じた取組を継続的に行うことが非常に重要である。
- このように、大学の教育課程内外において、入学時から卒業時までの間に学生が自己の適性や生き方を考え、主体的に職業を選択することができるよう、大学の教育活動全体を通じて「職業指導(キャリアガイダンス)」を充実することが、学生が、安心して学び、ひいては、円滑な職業生活への移行につながるものと期待される。
- なお、現在、入学時から就職活動の時期において、就職ガイダンス等の指導・支援を行う大学が約92パーセント、職業意識の形成に関する授業科目を開設している大学が約74パーセントとなっている状況を踏まえつつ、「職業指導(キャリアガイダンス)」の具体的な制度化に当たっては、一般教育と専門教育とのバランスが図られたものとなるよう、また、各大学の

特色を踏まえた制度設計がなされるよう留意することが必要である(参考資料「職業指導(キャリアガイダンス)」の位置づけについて(イメージ案)を参照)。

- また、学生の対人関係や人間的成長を促す教育プログラムや学生相談等とのバランスを図りつつ、「職業指導(キャリアガイダンス)」を組み立てていくことが必要である。
- 具体的な内容は、「キャリア教育」、「キャリア支援」、「キャリアデザイン」、「職業教育」、「職業指導」、「就職支援」など様々な用語が使われているので、引き続き、実態等も踏まえつつ、検討が必要である。

#### [参考]

##### ○安心社会実現会議「安心と活力の日本へ」(6月15日)における指摘

別紙

#### 3 教育についての安心強化

##### (1) 雇用流動化時代に即した教育整備

- ① 高等教育における職業指導(キャリアガイダンス)の制度化など、教育課程における円滑な職業生活移行の強化、社会人入学の負担軽減

##### ○経済財政諮問会議「経済財政改革の基本方針2009」(6月23日)における指摘

#### 第3章 安心社会の実現

##### 1. 生活安心保障の再構築

##### ① 安心再構築局面(2009年度～2011年度頃)

この期間においては、優先課題の着実な実施と安心基盤の設計を行う。

雇用・生活保障セーフティネット(職業能力開発と一体となった求職者の所得保障)の整備・改善の財源の在り方を含めた検討、職業訓練やジョブ・カード制度の拡充、高等教育における職業適性診断等職業指導の推進、国と地方の連携による地域のニーズに対応した職業能力開発の実施、非正規雇用から正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正(社会保険の適用拡大など)、仕事と生活の調和の推進など、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を行う。

### (3) 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための学生の学修支援、学生相談、就職支援、経済的支援等の総合的な学生支援の在り方

- ◇ 社会や地域、学生の多様なニーズを適切に把握し、学生支援に係る関係機関がそれぞれの役割・機能を明確化した上で、有機的に連携しつつ行う学生支援の在り方に関し、以下の点について検討が必要である。

- 多様な背景を持つ者(社会人経験のある学生、留学生等外国での学修経験が長い学生、障害学生等)、成績不振者、長期欠席者、学習習慣・生活習慣に課題がある者等、現在の大学生の多様性に応じて、各学生の学修支援を行うためのモデルの提示が必要である。また、学年の進行に基づく教育カリキュラムと連動させて、心理的成長を促す取組を提供できる体制が必要である。
- このため、学生の履修指導、進路・職業指導、就職支援、経済的支援、メンタルサポートなど学生生活における必要な支援が有機的につながり、学内の学生支援関係の拠点がワンストップでサービスの提供を行う機能が必要である。その際、迎え入れた学生は、その個性とニーズに応じて等しくサービスとサポートを得られることが原則であり、教務・学生支援・留学生支援を一体的に行う必要がある。
- 大学内に学生が何でも相談できる「総合窓口」と、学生相談に関する「多様な窓口」があることが重要である。例えばキャリアセンターで相談を受けて、必要であればカウンセリングセンターに適切に橋渡しがなされるなど、各学生相談関係のセンターが役割を明確にした上で、連携・協力体制を構築することが重要である。
- 学生相談の内容は多様化し、大学全体として増加傾向にある。これらの現状を踏まえ、望ましい学生相談体制の確立に向けたモデル校への支援、およびガイドライン等の提示などが必要である。また、すべての学生がニーズを感じた時に利用可能なように、来談率10%に対応できるカウンセリング体制の整備を図ることなどを目標とすることが重要である。
- キャリア教育・職業教育においては、中学・高等学校との連携・接続とともに、社会から期待される卒業生像を考慮した、学生支援の在り方の検討が必要である。その際、キャリア教育から、キャリア支援へ、人生設計、生活設計に主眼を置いて、初等中等教育段階と高等教育段階で連携・協力を図ることが必要である。
- 高等学校における「キャリア教育」から高等教育の「キャリア形成支援」への移行のための制度づくりや適応支援のための、双方の協議の場、協働の場を設けることが重要である。また、協議機関には、以下のような役割・機能を期待する。
  - ①キャリア教育あるいはキャリア形成に関する情報の交換・共有、精査
  - ②インターシップ等の実施やキャリア・アドバイザーの活用等についての共同調査研究。これらが、キャリア支援のモデル事業やキャリア支援に関する拠点形成(人的・物的資源の共有化)へと繋がっていくことが期待される。
- 大学院生のキャリア支援として、例えば、①大学等は、専門スタッフとして博士課程修了者の雇用を促進、②産業界のみならず、政府機関・地方自治体でも博士の採用を促進、③ポスドク雇用機関は、ポスドクの処遇の適正化や、PD(Professional Development)＜能力開発やキャリア開発＞に対する支援を促進すべきである。



- 学生の就職活動や企業の採用活動が早期化・長期化し、学生が一定期間授業に出席できない、卒業研究指導が十分にできないなど、大学教育に影響が生じており、このような状況の改善が必要である。大学生としての最後の段階の在り方が、どうあるべきか議論が必要である。
- 留学生支援については、留学生と日本人学生との交流、地域との交流などを通じた教育的効果が高い取組、国際的視野の育成や人的ネットワークの形成、就職支援、大学間の連携などによる優れた教育や学生支援に関する取組の支援方策の検討が必要である。その際、共同利用制度の創設に留意する。

#### (4) 学生の経済的支援の在り方

◇ 経済的に困難な学生が修学を断念することなく安心して学べるよう、教育機会を確保する観点から、学生への授業料減免や奨学金などの教育費負担の軽減のための経済的支援の在り方に関し、以下の点について、総合的に検討することが必要である。

##### 【総合的な経済的支援】

- 我が国における高等教育費に占める家計負担の割合は国際的に見て極めて高く、また、大学の授業料は物価指数に比して大きく上昇するなど、教育費の負担が増加傾向にある。  
授業料が払えず中退(除籍を含む)、休学する者が増加傾向にあることなどを踏まえ、一層の教育費負担軽減策の充実とともに、経済的支援を受けて意欲と能力がある者が修学を断念することがないように大学教育を受ける機会を保障するために必要な方策を検討することが必要である。
- 今後、若年者が社会保障、教育費の負担増を恐れ、進学を断念する者が増加することは、個人として能力が活かされないだけでなく、社会全体にとっても人材の損失を招くことが懸念される。
- 教育の機会均等を図る観点から、学生への経済的支援を全体的に充実することが重要であるが、一定の財源の中で、経済的に特に困窮している学生に対し優先して支援が行き届くようにすることが重要である。
- したがって、特に、緊急性が高い低所得層の学生が安心して勉学に専念できるよう、授業料減免事業の国の支援を拡充することが必要である。また、家計が困難な学生への給付奨学金

の在り方や教育費減税の在り方についても、諸外国の施策を参考に、引き続き検討が必要である。

- また、日本学生支援機構の無利子・有利子奨学金を合わせれば希望をほぼ満たしているものの、無利子奨学金について見れば十分に行き渡っているとはいえず、引き続き、充実を図る必要がある。
- 諸外国においては、高等教育の大衆化、公財政の逼迫、授業料等の学生一人当たりの教育コストの上昇といった背景から、イギリスでは、1998年より授業料徴収を開始し、ドイツでは一部の州で一部の長期在学学生などから授業料徴収を開始している。また、米国は授業料を大幅値上げし、韓国においても、国立・私立大学とも授業料が高騰を続けている。
- このため、アメリカでは大学の高授業料／高奨学金政策の中で、大学独自給付奨学金や連邦政府の給付奨学金等により授業料をディスカウント、イギリスの2006年度からの改革では、各大学が授業料を設定(最高3,000ポンド)することとなり(現在、9割の大学が3,000ポンドと設定)、2,700ポンド以上の授業料を設定した場合、大学独自奨学金(最低300ポンド)を提供する義務を課すなど、授業料と奨学金を合わせた政策を展開している。また、私立大学が約7割を占める韓国においては、昨年度から生活保護受給者に対する給付奨学金を導入した。
- このような、アメリカの授業料と奨学金を合わせた経済的支援策(「定価授業料」から大学独自奨学金(給付)や、教育減税等を割り引いた「純授業料」の戦略)や、イギリスの授業料設定と大学独自奨学金の提供などの政策を参考に、大学独自奨学金を支援する方策等の検討が必要である。
- また、我が国の教育に関する公的な奨学金制度として、貸与・給付型奨学金事業を行う財団法人等の民間団体の活動を活性化させる支援方策を検討することが必要である。
- 正規、非正規学生それぞれの状況や、授業科目に基づいて授業料を払う仕組みなど学生の視点に立ったきめ細かな経済的支援制度の検討が必要ではないか。
- 大学院生の経済的支援として、RA(リサーチアシスタント)の主な財源は競争的資金であり不安定、TA(ティーチングアシスタント)の主な財源は基盤的経費で安定しているが一人当たりの給与額は小額といった状況は、大学院生が安心して教育研究に専念できる環境ではない。このような状況において、経済的な理由により優秀な学生が大学院進学を断念することがないように具体的な支援策を講じる必要がある。
- 奨学金事業がいかに効果的に行われているかを公的事業として実施する政策効果を分かりやすく説明することが課題である。例えば、家計・アルバイト収入がある学生と、親からの収

入・奨学金が収入源となっている学生の学習状況を比較し、奨学金を得ることによる学習時間の改善効果などを分析することが必要である。

- また、教育の機会均等を図る観点から、学生への経済的支援の充実が必要であり、大学の設置形態に着目した教育費負担軽減の在り方についての議論が必要である。

#### 【個人のニーズに応じたきめ細かな支援の在り方】

- 学生が将来の経済的負担の見通しをあらかじめ立てられるよう、学生自身が「ファイナンシャルプラン」を立てられるような支援が必要である。例えば、大学進学を希望する高校生に対し、分かりやすく奨学金や授業料減免事業を説明するリーフレット等の作成や、進路指導を担当する者が、奨学制度等について生徒等へ効果的な指導ができるよう、奨学金等の経済的支援に関する指導マニュアル等を作成し、研修を行うことが必要である。
- 学生については、アメリカの大学のように、大学として、合格通知とともに入学後の「ファイナンシャル・プラン」を送付し、国の奨学金、授業料減免、大学独自奨学金、地方(州)政府給付奨学金、民間教育ローンなどの情報提供等の支援を行うことが考えられる。
- 奨学金貸与事業については、卒業後の所得が低く返還が困難な者と返還可能な状況で延滞している者がある。奨学金の返還については、本人の就業状況、所得などから返還できない者はその状況をきめ細かく把握し、必要な措置をするとともに、返せる者に対しては、回収促進策を講じる必要がある。
- 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を返還する者が経済的困窮な場合に認められる返還猶予制度では、最大5年間までの猶予が認められるが、大学・大学院卒業者の雇用状況や、収入が300万円以下となっている低所得者の割合が高いことなどを踏まえ、就業状況や所得の状況などをきめ細かく把握し、返還猶予期間後の返還者に対する減額返還の仕組みを導入するなど、若年層に対する負担軽減策が必要である。
- 奨学金制度に関する情報を得られないまま大学の進学を断念することがないよう、高等学校段階も含めた情報提供、相談体制を強化することが必要である。また、経済的支援を担当している大学の部署における支援体制が不明確、かつ、十分ではない。これらを改善するための相談体制、教職員の研修の充実を図ることが重要である。

#### (5) 学生生活における喫緊の課題に対する大学の指導・支援体制の在り方

- ◇ 大学における喫緊の課題に対する取組を重点的に支援する方策に関し、以下の点について検討が必要である。

- 学生支援担当者は、学生や親・家族にとって大学の最前線に立つ、重要な役割を担うため、担当部署における優秀な職員の育成・配置が重要である。学生支援担当職員の在り方については、諸外国の状況を参考にしつつ、その専門性も含めた育成・配置の在り方について検討してはどうか。
- 学校現場は大麻事犯、自殺問題、消費者問題、ハラスメント問題やトラブル仲裁、事件・事故対応など深刻かつ組織的な対応が必要な状況が増えており、大学組織の相談体制と危機管理体制を並行して構築することが必要である。また、不登校や引きこもり、ニートへの早期対応を果たし、有為な人材の貴重な時間を無にしないために、教職員からの積極的なアプローチを工夫し、実施することが必要である。
- 学内だけで対応困難、かつ専門的な支援が必要な問題が生じた場合、学内外の関係機関と連携して取り組むとともに、大学の状況に応じた連携・協力体制を構築することが期待される。また、親・家族はじめ、学生を育て守る立場にある関係者への啓発活動と相談体制の整備が重要である。
- 大学院に関しては人文系や理工系など分野ごとの学生生活支援も検討が必要である。
- キャンパスの環境・風土を良好に保ち、社会的責任が問われるような問題が起きないように、教育倫理および研究倫理の徹底を図ることが必要である。
- 障害学生への支援について、学生の個別ニーズに応じた教育及び学生支援の在り方を普及する方策を検討する必要がある。

## **(6) 独立行政法人日本学生支援機構と大学の役割・機能**

◇ 大学の共同利用的な機関となるよう大学と役割分担を行いながら、学生等に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としての独立行政法人日本学生支援機構の役割・機能の在り方に関し、以下の点について検討が必要である。

- 学生生活における喫緊の課題へ対応するための研修に対する大学の教職員のニーズは高いが、独立行政法人日本学生支援機構が行う内容は基本的、初歩的なものが多く、専門性を高める支援も更に充実する方向について検討が必要である。
- 地域及び全国の学生支援関係者が活用できる研修・交流・情報収集の拠点として機能することが重要である。また困難な事態に対するスーパーバイズ的な助言が可能な専門性の確保についても必要である。
- 今後、各大学だけでは対応が困難、かつ、十分でない政策的な課題等へ対応するための教職員の研修機会の提供の充実が必要である。

- また、このような役割を果たすため、大学の特色・機能を踏まえた取組を、各大学において自主的に行うことを促すような好事例や調査研究成果等を積極的に情報発信することが重要である。